

はじめに

平成19年度の京都市衛生公害研究所年報を発行することができました。関係各位の御高覧，御批評をよろしく申し上げます。

さて，近年，健康危機管理が叫ばれている中で，「中国製の冷凍ギョウザ事件」は，実に衝撃的な事件であったことと，記憶されているかと思います。安全であることが当然であることを根底から揺るがす実に重大な問題でした。この事件が発生して直ちに，当研究所では，店頭から回収した冷凍食品の検査を，不眠不休で行い，迅速に，かつ正確に結果を出し，健康危機管理対策の支援と情報提供を行いました。

当研究所は，こうした食品に関する事件や世界全土で近い将来に発生することが懸念されている新型インフルエンザパンデミックなど，市民の健康に著しい被害を及ぼす可能性がある，様々な健康危機事例の発生にすばやく柔軟に対応するために，平成19年12月11日から「京都市衛生公害研究所健康危機管理実施要領」を施行し，保健衛生に係る危機，環境に係る危機その他の市民の健康に著しい被害を及ぼすと認められる危機が発生し，又は発生するおそれがあるときにおいて，当研究所が，本市の検査分析機関及び感染症情報センターとしてとるべき措置について必要な事項を定めました。具体的には，健康危機管理体制を発動した際，1) 所員の緊急連絡体制の整備，2) 各部門の役割の明確化，3) 速やかに検査が行えるように，検査等の標準的な手法等を記した標準作業手順書の作成，4) 検査等に必要な機器及び試薬，試料等の整備，5) 検査等を行う際の安全対策，6) 確実に健康危機管理業務が遂行できるよう，常日ごろからの人材育成，7) 研究検査機関，近隣の地方衛生研究所，主要な医療機関その他の関係機関との協力体制の構築，等を定めています。

なお，「京都市衛生公害研究所健康危機管理実施要領」の実効性を高めるため，平成19年12月18日に，「新型インフルエンザ対策訓練」を行いました。

今後，当研究所は，こうした健康危機管理体制を更に強化し，また，地域における保健衛生の科学的かつ技術的中核機関として，更なる対象業務の拡大，技術の高度化，情報処理の迅速化を一層強化していき，新しい情勢に柔軟に対応していきたいと考えております。

平成20年10月

京都市衛生公害研究所所長

大 槻 幸 廣